

ホストコンピュータ／パソコンサービス（一括伝送）利用規定

改定日：2020年3月10日火曜日

改定前	改定後（改定箇所・・・赤字）
8.（取引依頼サービスの受付等） （1）～（2）（略） （3）取引依頼サービスについて、対象取引毎に、別途、契約者が当行に差入れる、「データ伝送による振込委託に関する依頼書」、「個人住民税一括納付サービス利用申込書」、「法人地方税一括納付サービス利用申込書」、「外国送金依頼サービスに関する約定書」、「輸入信用状発行依頼サービスに関する約定書」等の記載事項、および、取引依頼サービスについて、対象取引毎に、別途、契約者が当行との間で締結する、「データ伝送による預金口座振替契約書」等の記載事項にしたがうものとします。	8.（取引依頼サービスの受付等） （1）～（2）（略） （3）取引依頼サービスについて、対象取引毎に、別途、契約者が当行に差入れる、「データ伝送による振込委託に関する依頼書」、「個人住民税一括納付サービス利用申込書」、「法人地方税一括納付サービス利用申込書」、「外国送金依頼サービスに関する約定書」、「輸入信用状発行依頼サービスに関する約定書」等の記載事項、および、取引依頼サービスについて、対象取引毎に、別途、契約者が当行との間で締結する、「<u>一括伝送</u>による預金口座振替契約書」等の記載事項にしたがうものとします。
規定なし	<u>15.（異なる法人等の名義の口座利用について）</u> <u>（1）契約者と異なる法人等の名義の口座（以下「異名義口座」といいます）の利用を希望する場合には、当行に対しあらかじめ口座の明細を届け出るものとします。契約者が利用できる異名義口座は、当行の国内本支店における契約者の子会社等の名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。</u> <u>（2）異名義口座を利用する場合、契約者は異名義口座に関する口座番号・本人確認情報等の情報を入手するにあたって、当該異名義口座の名義人の承諾を契約者の責任においてとるものとし、かつ、入手する情報の内容は契約者と当該異名義口座の名義人の間で定めることとします。また、異名義口座の利用に関して、紛議が生じた場合、当行は契約者の承諾なく異名義口座の利用を停止します。</u> <u>（3）当行が対象口座である異名義口座の名義人より損害賠償請求等を受けた場合、契約者は直ちにその金額を当行へ支払うこととします。</u>
15.（免責事項） （略） 16.（解約等） （略） 17.（サービスの廃止） （略） 18.（反社会的勢力の排除） （略） 19.（規定の準用） （略） 20.（規定の変更） （略） 21.（契約期間） （略） 22.（顧客情報の取り扱い） （略） 23.（準拠法と管轄） （略）	<u>16.（免責事項）</u> （略） <u>17.（解約等）</u> （略） <u>18.（サービスの廃止）</u> （略） <u>19.（反社会的勢力の排除）</u> （略） <u>20.（規定の準用）</u> （略） <u>21.（規定の変更）</u> （略） <u>22.（契約期間）</u> （略） <u>23.（顧客情報の取り扱い）</u> （略） <u>24.（準拠法と管轄）</u> （略）